

平成27年度 第1回高山市教育委員会定例会議事録

1. 日 時 平成27年4月30日（木） 午後1時30分から
2. 場 所 行政委員会室
3. 出席者 委 員 針山委員長、岡田委員、打江委員、野崎委員、中村教育長
事務局 井口教育委員会事務局長、田中教育総務課長、谷口学校教育課長、中井文化財課長、瓜田学校給食センター所長、学校教育課谷本、学校教育課梶田、教育総務課直井
説明員 坂上生涯学習課長、東田スポーツ推進課長、学校教育課清水
4. 署名者 打江委員

午後1時30分開会

○針山委員長 本日の委員会は、出席委員5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、定足数に達していますので、成立しております。ただ今から、平成27年度第1回高山市教育委員会定例会を開会いたします。

○針山委員長 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、「打江委員」を指名いたします。

○針山委員長 前回定例会の会議録について承認を行います。
前回定例会の会議録について「野崎委員」お願いいたします。

○野崎委員 前回の定例会会議録について、精査した結果、記載事項について適正に調製されておりましたので、署名したことをご報告いたします。

○針山委員長 ありがとうございました。
それでは、前回定例会の会議録についてご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

○針山委員長 前回の会議録は、調製のとおりに承認されました。

○針山委員長 次に、中村教育長から報告がございます。

（教育長報告）

○針山委員長 それでは、日程第1、議第1号「平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたしますが、当議題につきましては内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第13条第6項ただし書の規定により、公開

しないこととしたいと思います。

○針山委員長 それでは、ただ今お諮りしました議第１号は、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

（異議なし）

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第１号は、公開しないことに決しました。

○針山委員長 それでは、改めまして日程第１、議第１号「平成２７年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○谷口学校教育課長 ＜資料に基づき説明＞非公開

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑等はいかがでしょうか。

（非公開）

○針山委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております議第１号について、事務局説明のとおり決めるにご異議ございませんか。

（異議なし）

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第１号について、事務局説明のとおり決しました。

○針山委員長 それでは次に日程第２、報告１「いじめ・不登校問題の対応について」を議題といたしますが、当議題につきましては、内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第１３条第６項ただし書の規定により、報告内容について公開しないこととしたいと思います。

○針山委員長 それでは、ただ今お諮りしました報告１は、一部公開しないこととすることにご異議ございませんか。

（異議なし）

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、報告１は、一部公開しないことに決しました。

- 針山委員長 それでは、改めまして日程第2、報告1「いじめ・不登校問題の対応について」を事務局より報告願います。
- 学校教育課谷本 <資料に基づき説明>非公開
- 学校教育課梶田 <資料に基づき説明>非公開
- 針山委員長 ただ今の報告についてご質疑はございませんか。
- 野崎委員 説明にあった「失神ゲーム」とはどのようなものか。
- 学校教育課谷本 息を吸込み横隔膜が上がったところで腹部を締め上げると、柔道で「落ちる」と言われる失神状態になり、背部を反らせることで元に戻る。実際に学校内で遊びの延長で行われていた。
- 野崎委員 失神状態で意識がないということは、酸素が脳に回っておらず危険な状態である。場合によっては、命は助かっても無酸素症で寝たきりになったり、人工呼吸器をつけるなど後遺症が残るケースも考えられる。これは人命にかかわる危険な行為であることを教えなければならない。保健室の先生が察知したということであるが、いじめの予兆や不登校につながる体調不良の早期発見には保健室の先生の役割は大きいと思う。
- 岡田委員 昨年度は市内全31校においてネットモラルについての勉強会があったが、今年度の計画はどのようなになっているか。
- 学校教育課谷本 現在各校に照会中であり今年度計画については正確に把握していないが、昨年度同等或いはそれ以上の取り組みがなされるものと考えている。
- 岡田委員 私自身も親として子ども達と講演会を聴いたが専門的な内容も多くすぐに理解できない事もあるが、根気よく学校でも指導いただけると1回目ではわからないことも2回目で理解できるようになることも多い。後日、学校からの配布物で子どもと講演内容について確認することもできた。地道な活動ではあるが全31校で学年を問わず取り組みを継続してほしい。
- 打江委員 ネット問題は各校で取り組んでいるが、あるPTAでも午後10時以降は使用させないなどの取り組みを聞き、各校に広まるとよいと思う。
次に、いじめの察知能力について、先生の間でも判断基準に違いがあると思う。子どもにとって先生の言うことは常に正解であるので、同じことに対して学年間で違いがあってはいけない。学校内で意識統一を行い、察知能力が向上されると

良いと思う。

もう1点、察知能力の話の中で、どの子にも届きそうな目標というのがあったが、もう少し詳しく説明してほしい。

- 学校教育課谷本 学校、学級での取り組み姿勢にもよるが、いじめや不登校に対して、単純に頑張っ
て登校しようと言うだけでは成り立たない。持続性を考えると手の届きそうな
目標があると乗り越えられるし、つらいことがあっても頑張れる。個々にあった
目標を持つことが大切であり、学校生活に課題がある子は教師が見守りながら目
標が達成できるようサポートする必要がある。これらを通じて生徒指導の重要ポ
イントでもある、自己肯定感、存在感、共感的な人間理解を育むものである。
- 野崎委員 梶田先生の説明にあった学校に通えるようになったケースで、対応として一番よ
かったポイントは何であったか。
- 学校教育課梶田 このケースにおいては担任の存在が重要であったと考える。担任が生徒の状況を見
ながら毎日自宅に通ったり、時には間隔を空けるなど熱意を持って的確にアプ
ローチした。また、担任一人の負担にせず、母親のサポートはスクールカウンセ
ラーが対応するなどチーム体制で動くことが出来たのも重要なポイントである。
- 野崎委員 先生と生徒間の信頼関係により成り立った話であり、非常に嬉しい報告である。
成功体験として積み上げ、次の事例に役立てることを望みます。
- 針山委員長 いじめや不登校問題について全体としては昨年度より減少傾向にあり良いことで
あり、今後も安定した数値が保てるよう努力してほしい。ただし小学校について
は増加傾向で全国平均に近い数値となっており注意する必要がある。先程のいじ
めや不登校についての対応は、やはり担任一人で動くよりは学年や学校全体で対
処する方が効果的であり、今特に必要とされているのではないか。マスコミにおい
てもフリースクール等が報道されており、時代のニーズがあるのではないか。
- 学校教育課梶田 この数値は門戸調査により得たものであり危機感を感じている。形だけで不登校
を減らすのではなく、ステップとして学校に通うことで生きる力を身につけるこ
とが必要と考える。そのためにも、担任の先生、保健室の先生、スクールカウ
ンセラー或いはであい塾など様々な人達の手により関わっていくことを大切にしな
がら減少していくよう対応していきたい。
- 打江委員 であい塾に通いながら自然に登校ができるようになり良かったと思う。そういつ
た子ども達はであい塾に通ったことを卒業してから或いは大人になってから、自
分の人生の中でどのようにとらえているのか、満足しているのか、情報として得
ていることがあれば説明してほしい。

○谷口学校教育課長 年度末に感謝の会という催しが行われておりその中での話であるが、家にこもってはいは出来ないであい塾のリズムでの学習や掃除など規則正しい生活や体験活動など全体的に満足感を得られているようである。また人と人との関わりを持つ出会いの中に肯定感や満足感が得られているようである。これらは子どものみならず保護者にとっても同様の意見が見られた。

○中村教育長 失神ゲームの件については、これからも校長を始め生徒指導、養護教諭などあらゆる立場や機会をとらえ危険性について説明し認識する必要がある。また、いじめ問題を解決するためには早期に取り組むことが必要であるとする。今後の報告においては、問題を解消するまでに要した取り組みの期間についても説明があるとよい。次に不登校のことであるが打江委員が問われたのは、であい塾の子どものことだけではない。学校で教職員が現象に対して向かっていき、そのような成果が現れてきたことを値打ちのあることとして、いい意味で広げるとか一般化することを体系的に考えているととらえないといけないと思っている。単に担当が梶田さんである谷本さんであるとかではなく学校教育課として、ぜひ体系化してほしいし構造を少し変えていってほしい。不登校数についてはこのような方向性へすすむことにより、逆に件数について問われたら言うてもいいことではないか。不幸にして不登校に至っていることはあるけれども、こんな方向性により考えているので、それも学習とか経験値とかの値打ちに考えていくような雰囲気があると、皆に知らせなければいけないということになるのではないか。

○針山委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 次に日程第3、協議1「区域外就学の認定について」を議題といたしますが、当議題にはつきましては、内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第13条第6項ただし書きの規定により、公開しないこととしたいと思います。

○針山委員長 それでは、ただ今お諮りしました協議1は、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議ないし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、協議1は、公開しないことと決しました。

○針山委員長 それでは、改めまして日程第3、協議1「区域外就学の認定について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○谷口学校教育課長 <資料に基づき説明>非公開

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

(非公開)

○針山委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております協議１について、事務局説明のとおり決めるにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと求めます。よって、協議１について、事務局説明のとおり決しました。

○針山委員長 次に、日程第４、議第２号「岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置等について」を議題といたしますが、当議題につきましては、高山市情報公開条例第６条第４項に該当するものとして、本年８月３１日まで非公開とすることが適当と思われるので、法律第１３条６項ただし書の規定により、本年８月３１日まで公開しないこととしたいと思います。

○針山委員長 それでは、ただ今お諮りしました議第２号は、本年８月３１日まで公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第２号は、本年８月３１日まで公開しないことに決しました。

○針山委員長 それでは、改めまして日程第４、議第２号「岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会の設置等について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○谷口学校教育課長 <資料に基づき説明>非公開

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(非公開)

○針山委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております議第２号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって議第２号について、事務局説明のとおり決しました。

○針山委員長 次に、日程第５、議第３号「高山市教育委員会点検評価委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○田中教育総務課長 ＜資料に基づき説明＞

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○針山委員長 ご質疑もないようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております議第３号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって議第３号について、事務局説明のとおり決しました。

○針山委員長 次に、日程第６、議第４号「高山市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○坂上生涯学習課長 ＜資料に基づき説明＞

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○針山委員長 ご質疑もないようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております議第４号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって議第４号について、事務局説明のとおり決しました。

○針山委員長 次に、日程第７、議第５号「高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○中井文化財課長 <資料に基づき説明>

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○針山委員長 ご質疑もないようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております議第５号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって議第５号について、事務局説明のとおり決しました。

○針山委員長 次に、日程第８、協議２「高山市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○東田スポーツ推進課長 <資料に基づき説明>

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○針山委員長 ご質疑もないようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております協議２について、事務局説明のとおりで「意見なし」と決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって協議２について、事務局説明のとおり「意見なし」と決しました。

○針山委員長 次に、日程第 9、協議 3「平成 27 年度高山市教育委員学校訪問の実施について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○谷口学校教育課長 <資料に基づき説明>

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○針山委員長 ご質疑もないようですから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております協議 3 について、事務局説明のとおり決めるにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって協議 3 について、事務局説明のとおり決しました。

○針山委員長 次に、日程第 10、協議 4「平成 27 年度高山市小中学校特色ある学校経営推進事業について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○谷口学校教育課長 <資料に基づき説明>

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

○野崎委員 この事業は補助金をいただき様々な活動が出来きすごく良いと思う。先生の負担はあるが 6 事業までやれば補助金も沢山もらえるが、全て使われでいないようであるが。

○谷口学校教育課長 大変だという言葉はあてはまらないが、書類を作らなければいけないのである意味で大変だとも言える。学校においてそれぞれ特色ある活動をしているが、それが全てお金を伴うものとは限らない。例えば外部講師を委託する事業も別にあり、各学校への運営費も相応に手当てしており、そのうえで更に活動を助成する事業である。この事業に申請しないからといって、学校が特色ある経営をしていないという訳ではなく、活動するのに予算が必要で、事業にマッチする場合に申請されている。各学校の創意工夫により助成制度が活用されることを期待する。

○針山委員長 昨年までは我々が市内 31 校からの 40 余りの事業申請を採点していた。いずれ

にせよ均等部分の20万円は助成される訳だが、必要な部分については意見も沿えるなど採点方法としては合理的な方法となってきた。

○針山委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております協議4について、事務局説明のとおり決めるにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって協議4について、事務局説明のとおり決しました。

○針山委員長 次に、日程第11、協議5「後援名義使用について」を議題といたしますが、当議題につきましても、内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第13条題6項ただし書の規定により、公開しないこととしたいと思います。

○針山委員長 それでは、ただ今お諮りしました協議5は、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、協議5は、公開しないことに決しました。

○針山委員長 それでは、改めまして日程第11、協議5「後援名義使用について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○田中教育総務課長 <資料に基づき説明>

○針山委員長 事務局の説明は終わりました。ご質疑はございませんか。

(非公開)

○針山委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、ただ今議題となっております、協議5について、事務局説明のとおり「不許可」と決めるにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 針山委員長 ご異議なしと認めます。よって、協議５について事務局説明のとおり「不許可」と決しました。
- 針山委員長 次に、日程第１２、報告２「損害賠償について」を事務局より報告願います。
- 田中教育総務課長 ＜資料に基づき説明＞
- 針山委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はありませんか。
- （異議なし）
- 針山委員長 ご質疑もないようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
- 針山委員長 次に、日程第１３、報告３「市民海外派遣事業について」を事務局より報告願います。
- 谷口学校教育課長 ＜資料に基づき説明＞
- 針山委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はありませんか。
- 中村教育長 中国について安全面はどうか。
- 谷口学校教育課長 PM２．５については、計測器の数値は安全な数値が保たれていることを海外戦略室を通じて聞いている。
- 打江委員 ネパールの大地震により中国も混乱していると聞いている。地続きであり心配な面もあるので安全面に配慮してほしい。
- 針山委員長 市民海外派遣事業が安全に行えるよう、十分な配慮をお願いする。
- 針山委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。
- 針山委員長 次に、日程第１４、報告４「社会教育委員の活動について」を事務局より報告願います。
- 坂上生涯学習課長 ＜資料に基づき説明＞
- 針山委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はありませんか。
- 野崎委員 これまでは市嘱託職員として地区社教主事２０名がいたが、まちづくり協議会で

は地域が直接、事務局員を雇用するということで、地域の裁量にゆだねるということか。どのような人材が適当なのかについては、協議会が能力や適正を判断するということか。

○坂上生涯学習課長 その通りである。

○打江委員 新たにまちづくり組織がスタートしたが、一般市民からすると分かりにくい部分もある。市があって枝分かれしていく体系図のようなものはあるのか。

○坂上生涯学習課長 体系を分かりやすくすることは必要であると思う。地区の特性により組織も若干異なっているようなので、所管の市民活動推進課に改めて確認する。

○打江委員 例えば地区で役員を引き受けたときに、まちづくり組織の中で自分がどのような位置にいるのか分からないと思う。一人一人が主役になるにあたって、わかりやすい物があるとよい。

○針山委員長 協働のまちづくりをスタートするにあたり、これまで市民活動推進課長から説明があった。新たに生涯学習課の事務分掌も変わってきたので、その辺りのことを説明してほしい。

○坂上生涯学習課長 協働のまちづくりについての所管課は、市民活動推進課である。その中には、生涯学習、社会教育という要素も含まれるため生涯学習課が連携しながら、様々な地域課題の解決につながるような取り組みという点では、両課が連携しすめていく部分になると思っている。あくまで運営支援であったり、補助金交付といった部分については市民活動推進課が担当することとなる。

○針山委員長 我々の立ち位置は、生涯学習やスポーツ振興の範囲も含まれ社会教育委員を委嘱しており、それと協働のまちづくりは同じ部内にある。市長も掲げているが、市においては協働のまちづくりを新たなまちづくりの重要な仕組みとしている。意見としては、地域における事業展開はまだまだ手探りの部分が多く、運営支援や事務の円滑化も大切であるが、市の各部署が連携しながら対応していくことが必要だと思う。管理職が地区担当職員となっていることは、横の連携においても良いことだと思う。

○坂上生涯学習課長 今のご意見は、正に我々の課題であるにとらえている。協議会も発足したばかりで、地域の方々もどのように動いてよいのか分からない部分もあると思うし、地区担当職員もその組織における自分の役割はまだまだ十分理解されていないと思う。そのような中で、市民の皆さんが活動しやすい環境について、引き続き部内で検討を行いたい。

○針山委員長 お互いが手探りの状況であるが、役割が分かっていないのでは困る。まず、市の立ち位置について、それぞれの職員が十分に認識しすすめることがポイントだと思う。連携という意味で教育委員会の中で説明することは重要なことだと思う。

○井口教育委員会事務局長 教育委員会の管理職でも、私、田中課長、中井課長の3名が地区担当職員の任命を受けている。具体的なところは、今後、地域とつめていく部分であるが、地域の方々が活動しようとする時に、どのようにしたらよいのかという疑問に対し相談窓口を紹介したり、方法についてアドバイスする立場にある。各地区2名の担当職員については、定期的に会合に出席し地域の状況を把握し、適切なアドバイスをするということが求められるので、市の仕組みや構造について理解している、一定の立場にあるベテラン職員が任命されている。また、この職員とは別に協議会の事務局活動の細かな支援を市民活動推進課の職員5名が担当している。

○中村教育長 この件については、資料P37の中の「生涯学習、社会教育は協働のまちづくりの重要な基礎である」という認識が、平成27年度からの高山市における重要な課題である。また「生涯学習、社会教育の対象範囲は、防災、福祉、子育てなど生活全般に拡大」とあり、とても重要なポイントである。即ち協働のまちづくりと生涯学習や社会教育は一体的に営まなければならないと言っている。従って市のスタンスとして「連携して」ではなく文字通り「協働して営む」という姿勢、特に市民活動部内においては「協働して営む」ことを発信していくことが必要である。市役所内部が協働している姿こそ、協働のまちづくりの具現化につながるのではないかと。また、教育参画会議という12中学校区で営まれている活動も人づくり、まちづくりであり、まちづくり協議会で行われている活動とは別のものであるという考えは捨ててほしい。むしろ担当職員においては、その2つをリンクさせる、協働させるという考えを持ってほしい。例えば、先ほどのスポーツ推進審議会委員名簿の中に、括弧書きで「高山市社会教育連絡協議会」との表記があるが解散するためこのようになっている。この方は、まちづくり協議会の代表も務められている。協議会連絡組織の代表ではないが、このような役職の方が委員の構成員であるということも分かるような配慮がほしい。先日も市民活動推進課と福祉部で協議をしていたようであるが、留守家庭児童教室の開設にあたり、人づくり、まちづくりの部分で協働ができないかということだと思う。私としては、先ほどの資料の中にそのような考えも含まれていると解釈している。

○中井文化財課長 昨年度まで生涯学習課に配属されていたので、蛇足となるが説明する。昨年まで生涯学習課は社会教育を所管していたが、社会教育の中でも家庭教育とか青少年教育とか協働のまちづくりと関連があるということで市民活動推進課が所管していた。そのため対外的にわかりにくかったと思うし、我々もやりにくい部分があった。例えば県の会議に市民活動推進課長と生涯学習課長の2名で出席したりすることもあった。平成27年度からは協働のまちづくりがスタートを切ったこと

もあり、家庭教育や青少年教育の分野を生涯学習課に戻した。分野的には整理され協働が深まるものと思っている。

○針山委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 次に「後援名義使用について」の報告をお願いします。

○田中教育総務課長 ＜資料に基づき説明＞

○針山委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はありませんか。

○針山委員長 ご質疑等もないようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 その他に報告がありましたら順次報告願います。

○田中教育総務課長 ＜各地区まちづくり協議会一覧は情報として提供する資料であることを説明＞

○坂上生涯学習課長 ＜平成２７年度市民活動推進課と生涯学習課の主な事務分担について報告＞

○針山委員長 それでは、定例会の開催日時を決定したいと思います。

（協議）

【５月２５日 午後１時３０分】

【６月２６日 午後１時３０分】

【７月２４日 午後１時３０分】

○針山委員長 それでは以上を持ちまして、本日の議事日程が全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、平成２７年度第１回高山市教育委員会を閉会いたします。

午後４時３０分閉会